

新型コロナウイルス感染症による特別休暇等の規定例

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、すべての労働者が安心して働くことができるよう、秋田労働局では特別休暇制度の導入等を各企業へ推奨しております。

就業規則の規定例を以下のとおりご用意いたしましたので、是非ご活用ください。

また、特別休暇制度の導入に当たっての具体的なご相談は、秋田労働局雇用環境・均等室「働き方・休み方改善コンサルタント」が受け付けておりますので、是非ご利用ください。

I 全従業員向け

第〇条（特別休暇）

新型コロナウイルスの感染症による特別休暇として以下の日数を付与する。

ただし妊娠中の女性労働者、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）を有する労働者が申し出た場合はこの限りでなく、必要と認められる日数について付与する。

- (1) 新型コロナウイルスに感染した者と同居している従業員 _____日
- (2) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある従業員 _____日
- (3) 上記の者と同居している従業員 _____日
- (4) 海外渡航、または都道府県間の移動をした従業員 _____日

II 子の世話をする従業員向け

第〇条（特別休暇）

新型コロナウイルスの感染症により、下記に該当する子の看護・世話をを行うことが必要となった従業員に対し、特別休暇として以下の日数を付与する。

- (1) 新型コロナウイルスに感染した子、または感染したおそれのある子 _____日
- (2) 新型コロナウイルスに関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子 _____日

III 家族の介護をする従業員向け

第〇条（特別休暇）

新型コロナウイルスの感染症により、下記に該当する家族の看護・介護・世話をを行うことが必要となった従業員に対し、特別休暇として以下の日数を付与する。

- (1) 新型コロナウイルスに感染した家族、または感染したおそれのある家族 _____日
- (2) 新型コロナウイルスの影響により臨時休業等をした介護施設等を利用している家族 _____日

IV 妊娠中の従業員向け

第〇条（妊娠中の女性労働者に対する措置）

新型コロナウイルスの感染防止のため、妊娠中の女性労働者が健康診査等を受け医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようにするために、休業、テレワーク、その他感染のおそれの低い作業への転換等の対応を行うものとする。

秋田労働局 雇用環境・均等室【働き方・休み方改善コンサルタント：安藤】

〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4F TEL 018-862-6684